

令和5年度事業計画書

社会福祉法人 滝川市社会福祉協議会

事業方針

事業方針 ともに生きる豊かな環境づくりを目ざして

2020年当初の世界的感染症である新型コロナウイルスの蔓延が3年間と長期にわたり、その症状は軽減したかに見えますが、死亡例の8割が高齢者と報道されています。更に大きな国際紛争が勃発し、経済面では円安をはじめ諸物価の高騰が顕著になっています。近年における社会的諸情勢は地球温暖化に伴う脱炭素社会に向けた取り組み、働く世代の減少などで急激なデジタル化等と大きな変革期を迎えています。特にわが業界においては、必要な人材の確保に苦慮している状況です。

このような状況下で、本会における事業活動も大きく制限・停滞することとなり、本会の進むべき道が混沌としている状況にあります。

また、福祉を取り巻く情勢は皆様ご存じのとおり後期高齢者の増大や、少子化等の影響を受けて働く世代に過重な負担をかけています。政府はこれらの払拭のために少子化対策のため子ども家庭庁の設置をはじめ、「給付は高齢者、負担は現役世代」中心から「全世代型社会保障」制度に方向転換を行いました。

生産年齢人口が急速に減少する一方、高齢者人口が増加する傾向の中で、介護事業の需要が一層高まりその従事者が不足しています。本会でも介護員等の募集を行っておりますが、応募が無い状況です。その他事業系の人材についても同様で本来行なわなければならない事業に支障が生じており自主養成等、喫緊の対応が必要となっております。

本会全体といたしましても、新型コロナウイルス禍で後退した地域生活課題への対応とつながりの再構築や、地域を越えた広域事業や活動の連携と協働の推進、更には行政や関係機関団体との連携と協働をより強固に行ってまいります。「共に生きる、共に支えあう」そして「いつまでも安心して暮らすことのできる」ことへの環境づくりを推進して参りますので、引き続きご支援ご協力の程をお願いいたします。なお重点項目及び各部門の事業内容については後述の通りです。

重点項目

1. 権利擁護事業の推進

誰もが住み慣れた滝川市で暮らせるように日常生活を営むのに支障がある方に対して、安心して生活を送ることができるよう法人後見や福祉サービスの利用援助を行い、その方がその方らしく暮らせることができるよう事業を推進します。

成年後見支援事業の充実として、生活支援員・後見支援員の方々への活動支援や研修実施をはじめ、支援員登録者へのフォロー強化など専門員がバックアップをし、サービスの円滑さを目標に、制度の狭間の課題に細かく対応できるよう努めます。

2. ボランティア・介護人材育成の推進

自助・互助の強化を目標に、多くのボランティア実践者やこれから活動をしたい方へのきめ細やかな対応をはじめ、地域での様々なニーズに対しマッチングできるようなコーディネートを目指します。

自助・互助・共助・公助の連携の大切さを多くの方に理解いただけるようなボランティア育成、また介護に関心がある方への支援にも努めてまいります。

3. 広報・啓発活動の充実

本会の活動に対する市民の理解と協力をさらに得るため、広報やHPの充実を引き続き実施してまいります。

本会の役割及び事業や活動の重要性を、幅広い年代にも理解いただけるよう IT 等を活用し情報発信に努めてまいります。

事業内容

1. 法人運営事業

(1) 会務の運営

社協組織及び事務局体制等の基盤強化に取り組むとともに、社会福祉法人としての適切な運営と事業の推進を図ります。

- ① 会長・副会長会議の開催（随時）
- ② 理事会の開催（5. 6. 9. 1. 3月／5回予定）
- ③ 評議員会の開催（6. 3月／2回予定）
- ④ 部会の開催（随時）
 - ・総務部会
 - ・地域在宅福祉部会
 - ・居宅介護事業推進部会
- ⑤ 監査の実施
 - ・定期監査（5. 8. 11. 2月／4回）
 - ・決算監査（5月／1回）
- ⑥ 内部会議の開催
 - ・運営会議（毎月／12回）

(2) 会員会費の推進

社協の役割やその活動内容と、それに資する貴重な自主財源である社協会費に、改めて理解と協力をいただけるよう、創意工夫を凝らした周知とPRに努め、会員会費募集の推進に努めます。

- ① 会員区分
 - ・一般会員（市内居住の世帯主） 年額 200 円／世帯
 - ・賛助会員（本会の趣旨に賛同いただける会社・事業所・団体、個人等）
 - 法人・事業所・団体 年額 5,000 円／口
 - 個人 年額 2,000 円／口
 - ・特別会員（社会福祉施設・機関・団体） 年額 5,000 円／口
- ② 募集方法
 - ・一般会員
各町内会に取りまとめのご協力をお願いし、また、地域の理解が得られるようにアウトリーチ活動を行います。
 - ・賛助会員
市内企業・団体、個人協力者へ依頼するとともに、市職員等に訪問活動を行います。

(3) 役員の研修会等への参加

関係機関等が開催する会議・研修会に積極的に参加し、役員の資質向上に努めます。

- ① 全道市町村社協会長・事務局長研究協議会への参加
- ② 地域支え合い活動空知地区推進セミナーへの参加（歌志内市）
- ③ 北海道社会福祉大会への参加
- ④ 地域に理解され支持される社協づくり研修（岩見沢市）

(4) 職員の資質向上と業務体制の強化

職員研修会の開催及び職員の経験・能力に応じた外部研修等への受講により職員の資質向上を図るとともに、職場環境の改善、介護職員等への処遇改善等により業務体制の強化を図ります。

- ① 職員研修会の開催
- ② 衛生委員会において、より良い職場環境を目指し、安全衛生管理計画書を策定
- ③ 職員個人面談により職場の課題等を分析し、働きやすい職場づくりを検討
- ④ 嘱託職員、臨時的雇用職員の待遇改善（無期雇用契約への転換申込）
- ⑤ 介護職員等に対する特定処遇改善加算、処遇改善加算手当、介護職員等ベースアップ等支援加算の支給

(5) 事業財源確保への取り組み

事業財源の確保を図るべく、募金関連団体への協力強化に取り組むとともに、自主財源の創造、公費財源の交渉に努めます。

- ① 共同募金委員会との連携、協力の推進（募金コーナーの設置ほか）
- ② 自主財源の確保に結びつく事業の創造について検討
- ③ 関係部局・機関に積極的に働きかけ公費財源の確保に努め、安定した事業基盤の確立を図る。

会計拠点	社協活動	財源内訳	市補助金収入	16,404 千円
予算額	29,673 千円		自主財源等	13,269 千円

2. 地域福祉事業

(1) 地域福祉活動推進支援事業（愛称：新生サポート事業）

地域における福祉活動の事業立ち上げや拡充を支援するための助言や指導、情報の提供、財政支援を行います。

- ① 事業費の2分の1まで上限10万円の財政支援（3年間）、情報提供支援
- ② 敬老事業や交流事業等の立ち上げや拡充を支援
- ③ 地域福祉活動推進支援事業委員会での審査を経て交付
- ④ 社協だより「ふれあう社会」、ホームページ等により広く周知し、事業のPRを図る。

(2) 福祉団体助成事業

共同募金及び社協会費をもとに、福祉のまちづくり活動に積極的に取り組む団体が行う事業に対して助成金を交付し支援します。

- ① 全市民が対象事業の場合は、飲食費や賃金等を除く対象経費の範囲で 20 万円まで
- ② 団体の会員等が対象の場合は、対象経費の 4 分の 3 以内で 10 万円まで
- ③ 申請期間は、5 月 1 日～6 月 30 日（予定）
- ④ 福祉団体助成事業選考委員会による審査を経て交付

(3) 地域活動・生活支援グッズ貸出事業

会員である市民や団体の地域活動や地域での暮らしを支援するとともに、社会福祉協議会の周知・PR を目的として、地域活動・生活支援グッズ貸出事業を実施します。

合わせて、出前カラオケサービス事業においても、会員である団体、施設、町内会、事業所等にカラオケ機器を貸し出して、地域住民、町内会との関係強化を図ります。

- ① 行事用テント・パイプ椅子・マイクセット・マイクスタンド・CD ラジカセ・ノートパソコン・プロジェクター・脚立・電源ドラム・炊き出し釜・魔法瓶等の地域活動グッズ
- ② 車椅子・チャイルドシート・ジュニアシート等の生活支援グッズ
- ③ 社協日より「ふれあう社会」等により広く周知し、不用物品の寄付も募る。

有料（1,500 円/日）サービスとなるカラオケ機器は、本会で配達、設置、撤収を行う。

(4) 救急医療情報キット配布事業

一人暮らしの高齢者等の生活への安心感に寄与することを目的として、救急医療情報キットを無料配布します。

- ① 対象者 65 歳以上の単身高齢者世帯及び夫婦ともに 75 歳以上の夫婦世帯
- ② ケースの中には、かかりつけの医療機関や担当ケアマネ、既往疾病情報等のカード
- ③ マグネットで冷蔵庫に貼り付け
- ④ 対象者以外の希望者には 1 セット 300 円で配布

(5) 見舞金事業

被災された会員へのお見舞いとして、又は歳末の生活の一助としていただくことを目的として、対象世帯へお見舞金を贈呈します。

① 歳末たすけあい見舞金贈呈事業

- ・対 象 低所得者世帯・重度心身障がい児世帯・在宅高齢者介護世帯
- ・申請期間 10 月 25 日～11 月 27 日（予定）
- ・審 査 総務部会での審査を経て贈呈

② 災害見舞金の贈呈

- ・対 象 自宅火災等の被害にあった会員
- ・区 分 自宅災害(40%以上の焼失)、又は住宅水害(床上浸水以上)による被害
- ・贈呈金額 5,000 円

(6) 団体事務局の事務受託

関係福祉団体の事務局を担い支援します。

- ① 滝川市共同募金委員会
- ② 日本赤十字社北海道支部滝川市地区
- ③ 滝川市ボランティア連絡協議会
- ④ 滝川地区協力雇用主会
- ⑤ 北海道介護福祉士会空知支部
- ⑥ 滝川市遺族会
- ⑦ 赤い羽根チャリティゴルフ大会実行委員会
- ⑧ 滝川市歳末たすけあい赤い羽根歌謡大会実行委員会
- ⑨ 市民ボランティアの集い実行委員会

(7) 介護人材育成への取り組み

高齢になっても誰もがいつまでも住み慣れた地域で暮らせるように、地域住民が介護について理解を深めていただけるような情報発信や研修等の企画実施に努めます。

(市・ボランティアセンターと共同)

会計拠点	社 協 活 動	財源内訳	市補助金収入	195 千円
予 算 額	3,424 千円		共同募金配分金	2,480 千円
			自主財源等	749 千円

3. 企画広報事業

(1) 社協だより『ふれあう社会』の発行

社会福祉関係の情報を地域住民に提供し、福祉活動への理解と参加を求めます。

- ① 広報たきかわに折り込み、年3回市内全戸へ配布
- ② ボランティア団体の協力により、視覚障がい者のお宅へ声の社協だより「ふれあう社会」を送付

(2) ホームページを活用した情報の提供

ホームページ内に開設したブログにより、日々の情報発信に努めます。さらに、ホームページ機能の拡充とネットワークのセキュリティ強化及びサポート体制の構築を図ります。

(3) 職員研修会の実施

職員研修会を実施して、業務推進へのモチベーションアップと資質の向上を図ります。

- ① 研修テーマを選定し、全職員対象の研修会を実施

(4) 第32回滝川市社会福祉大会の開催

社会福祉の推進に貢献された方々に感謝の意を表するとともに、市内の社会福祉関係者が一堂に会し、これからの社会福祉の在り方を考える社会福祉大会を開催します。

① 滝川市社会福祉協議会顕彰の表彰及び講演等の実施

会計拠点	社 協 活 動	財源内訳	共同募金配分金	800 千円
予 算 額	956 千円		自主財源等	156 千円

4. ボランティアセンター事業

(1) 滝川市ボランティアセンターの運営

ボランティアコーディネーターが、ボランティアに関する相談、コーディネート、情報提供を行います。

- ① ボランティア相談の受付
- ② 登録・派遣などのコーディネート
- ③ ボランティア清掃、ボランティア除雪やボランティアストーブ点検等の実施
- ④ ボランティアセンター便り「こころ」の発行による情報提供
- ⑤ 関係機関との連絡調整（地域包括支援センター、介護福祉課等）

(2) 滝川市生活支援体制整備事業の連携及び協力

- ① 生活支援体制整備事業における協議体の参画

(3) 滝川市支えあい・いきいきポイント事業の実施

- ・健康増進や介護予防により、社会参加、生きがいの推進を図ります。
- ・ボランティア登録者、受け入れ施設等の拡充強化を図ります。

(4) ふれあい電話サービス

75歳以上の一人暮らしの高齢者に対して電話によるふれあいを提供します。

- ① ボランティア団体及び個人ボランティアの協力により実施（月～金曜日）
- ② 相談、非常時等の関係機関との連絡調整

(5) お話し相手事業

一人暮らしの高齢者や障がい者のお宅へお話し相手として訪問し、制度で対応できないところの孤独感の解消や生きがいの向上を図ります。

- ① ボランティア協力者による月1～2回程度の訪問

(6) ボランティアスクールの開催

ボランティアに関する講座、研修会を開催し、ボランティアの育成と奉仕活動の普及、啓発を図ります。

- ① 年3回程度開催

(7) ワークキャンプ(介護のお仕事体験学習)の開講

小学生対象に、介護職の体験や高齢者の特徴について学ぶことにより思いやりの心を育むとともに、将来の職業選択への視野を広げてもらう。(8/1市と共同開催)

(8) 学童・生徒のボランティア活動普及事業協力校の推薦

ボランティア活動普及事業協力校を推薦し、北海道社会福祉協議会からの助成によるボランティア活動、福祉教育の充実を図ります。

- ① 短期助成 30,000円(1年間)
- ② 中期助成 100,000円(3年間)
- ③ 1市町村 300,000円以内

(9) ボランティア団体の活動拠点を無償提供して支援

- ① 滝川市ボランティア連絡協議会加盟団体に社会福祉協議会 会議室を提供
- ② 代替施設の使用が必要な場合の使用料を助成

(10) 愛情銀行預託金品の受入、運用

市民の皆様からの愛情に基づく預託金品を社会生活の相互扶助に活用します。

(11) リサイクル事業の推進

不用入れ歯、リングプル、古布、書き損じハガキ等を受入します。

なお、不用入れ歯は、ユニセフを通じて世界の子供たちの支援に役立てられます。

- ① 社協と市役所ロビーに回収ボックスを設置
- ② リングプルは、750kgから自走式車椅子に交換可能

(12) ボランティア活動保険の加入促進

ボランティア活動中の怪我、損害賠償にかかる事故を補償します。

- ① 年間保険料は350円(基本プラン)、500円(天災・地震補償プラン)

会計拠点	社 協 活 動	財源内訳	市補助金収入	280千円
予 算 額	6,740千円		共同募金配分金	700千円
			市受託金収入	4,252千円
			自主財源等	1,508千円

5. 生活あんしんサポートセンター事業

(1) 生活あんしんサポートセンターの運営

権利擁護、心配ごと相談、資金貸付事業に関する相談等を一体的に受け付ける福祉総合相談窓口を設置します。

(2) 日常生活自立支援事業（北海道社会福祉協議会受託事業）

高齢や障がい等により福祉サービスの手続きや生活費の管理に不安のある方に生活支援員が訪問して支援します。

- ① 福祉サービス利用についての手続きを支援
- ② 預金からの払い戻しや毎月のお支払いを支援
- ③ 金融機関の貸金庫等に大切な書類等をお預かりするサービス
- ④ 自立生活支援専門員による相談受付、支援、関係者との調整
- ⑤ 自立生活支援専門員と生活支援員との連携

(3) 市民心配ごと相談

心配ごと相談所を開設し、悩みごとや困りごとの相談支援を行います。

- ① 受付日時は、月～金曜日（8：30～17：00）

(4) 生活福祉資金の貸付（北海道社会福祉協議会受託事業）

低所得者世帯や離職により生計維持が困難になった世帯等に対して生活福祉資金貸付により支援します。

- ① 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金等による支援

(5) 福祉資金の貸付

低所得者であって、資金の援助を他から受けることが困難な世帯に対して貸付支援を行います。

- ① 民生委員児童委員及び福祉事務所との連携

(6) 滝川市成年後見支援事業

① 成年後見業務（滝川市受託事業）

- ・成年後見制度に関する相談対応及び普及啓発
- ・市民後見人養成及び活動支援に関する業務ほか

② 法人後見事業

- ・法人後見の受任
- ・法人後見支援員の登録及び活動支援ほか

(7) あんしんお預かりサービス事業

金銭管理等支援事業要綱を整備し、本人との「契約」により、福祉サービスの利用援助を中心に必要に応じて日常生活金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを担当の生活支援員、専門員が援助します。

会計拠点	社 協 活 動	財源内訳	市補助金収入	1,121 千円
予 算 額	10,837 千円		市受託金収入	7,602 千円
			道社協受託金収入	470 千円
			自主財源等	1,644 千円

6. 配食サービス事業 (滝川市受託事業)

一人暮らしの高齢者等に定期的に夕食を配達して安否確認を行います。

- ① 月～土曜日の指定日に夕食をお届けします。
- ② 配達員によるふれあいと孤独感の解消を図ります。
- ③ 食事の量・質の確保と生活の改善を図ります。
- ④ 緊急時の対応を行います。

会計拠点	受 託 事 業	財源内訳	市受託金収入	22,027 千円
予 算 額	22,027 千円			

7. 友愛訪問サービス事業 (滝川市受託事業)

一人暮らし等の高齢者にヤクルトを配達して安否確認を行います。

- ① 月～金曜日にヤクルトが届けられます。
- ② ヤクルトレディによるふれあいと孤独感の解消を図ります。
- ③ 緊急時の対応を行います。

会計拠点	受 託 事 業	財源内訳	市受託金収入	5,387 千円
予 算 額	5,387 千円			

8. 福祉除雪サービス事業 (滝川市受託事業)

一人暮らしの高齢者等で除雪労働力の確保ができない世帯に対して除雪を実施します。

- ① 生活通路の確保と生活への安心感を提供します。
- ② 必要に応じて屋根及びベランダ周辺を除雪します。

会計拠点	受 託 事 業	財源内訳	市受託金収入	11,335 千円
予 算 額	11,335 千円			

9. 訪問介護事業【滝川市社会福祉協議会 訪問介護事業所】

(1) 指定訪問介護事業

介護保険制度の指定居宅介護サービス事業者として、高齢者宅へホームヘルパーが訪問しサービスを提供します。

- ① 身体介護サービスを実施します。
- ② 生活援助サービスを実施します。
- ③ 訪問介護事業所の人員確保によるサービス体制の強化を図ります。
 - ・サービス提供責任者の適正配置及び登録ヘルパーの増員

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号訪問事業

地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、高齢者宅へホームヘルパーが訪問しサービスを提供します。

- ① 本人が自分で行うことが困難な掃除、洗濯、調理、買い物などの家事支援を行います。

会計拠点	介護事業	財源内訳	介護保険事業収入	41,631 千円
予算額	41,633 千円		受取利息配当金収入	2 千円

10. 障がい福祉サービス事業【滝川市社会福祉協議会 訪問介護事業所】

(1) 居宅介護サービス

障害者総合支援法による指定居宅サービス事業者として、障がい者に対して居宅での介護サービスを提供します。

- ① 入浴、排せつ及び食事等の介護支援を行います。
- ② 調理、洗濯及び掃除等の家事支援を行います。
- ③ 生活等に関する相談及び助言をします。
- ④ その他の生活全般にわたる援助を行います。

(2) 重度訪問介護サービス

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、サービスを提供します。

- ① 入浴、排せつ及び食事等の介護支援を行います。
- ② 調理、洗濯及び掃除等の家事支援を行います。
- ③ 生活等に関する相談及び助言をします。
- ④ その他の生活全般にわたる援助を行います。
- ⑤ 外出時における移動中の介護支援を行います。

(3) 同行援護サービス

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者に対し、外出時に同行してサービスを提供します。

- ① 移動に必要な情報を提供します。
- ② 移動の援護支援を行います。
- ③ 排せつ及び食事等の介護支援を行います。
- ④ その他の生活全般にわたる援助を行います。

(4) 行動援護サービス

知的障がい者、又は精神障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要なサービスを提供します。

- ① 外出時における移動中の介護支援を行います。
- ② 排せつ及び食事等の介護支援を行います。
- ③ その他行動する際に必要な援助を行います。

(5) 移動支援サービス（滝川市地域生活支援事業）

単独では外出困難な障がい者(児)が、社会生活上 必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、外出時に必要なサービスを提供します。

会計拠点	介護事業	財源内訳	障害福祉サービス収入	25,163 千円
予算額	25,163 千円			

11. 居宅介護支援事業【滝川市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所すずらん】

(1) 居宅介護支援事業

要介護認定を受けている方が、日常生活をおくるために必要となる保健医療サービス又は福祉サービス等を適切に利用することができるよう、ケアマネジャー（介護支援専門員）が、その方の心身の状況、おかれている環境等を考慮した上で、利用するサービスの種類や内容を立案し、その計画に基づいて介護サービスが提供されるよう、関係機関や事業所等と連絡・調整を行います。

- ① 介護保険サービス、保険外有料サービス、その他社会資源等に関する情報提供
- ② サービス関係者、関係機関等との連絡調整、担当者会議開催
- ③ 支援内容の提案、相談、サービス計画作成
- ④ 定期訪問、定期外訪問、評価
- ⑤ 介護保険申請代行
- ⑥ 特定事業所としての取り組みとして、主任介護支援専門員配置、伝達や資質向上を目的とした定例会議の開催、緊急連絡相談体制の確保（24 時間電話）、包括支援センターが開催する事例検討会議への参加

会計拠点	介護事業	財源内訳	介護保険事業収入	30,681 千円
予算額	30,682 千円		受取利息配当金収入	1 千円

令和4年3月31日提出

社会福祉法人 滝川市社会福祉協議会
会長 高谷 富士雄